

## 議第35号

**滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例**

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「建築物」の右に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

第30条を次のように改める。

**第30条 削除**

第36条の3第3項を削る。

第36条の6中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

第37条第1項中「第28条」の右に「、第29条、第31条」を加える。

**付 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。